

暫定排水基準一覧

単位(mg/L)

区分	業種	要件等	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	亜鉛及びその化合物	六価クロム化合物	適用期間
温泉	旅館業	ほう素濃度が500mg/L以下の温泉を利用するもの	自然湧出の温泉で、排水量 50m ³ /日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	300	50			当分の間
			自然湧出以外の温泉で、排水量 50m ³ /日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	300	30			
			S49.12.1以降に湧出した温泉で、排水量 50m ³ /日以上のもの	300	15			
		ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉を利用するもの	自然湧出の温泉で、排水量 50m ³ /日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	500	50			
			自然湧出以外の温泉で、排水量 50m ³ /日未満又はS49.12.1時点で湧出していたもの	500	30			
			S49.12.1以降に湧出した温泉で、排水量 50m ³ /日以上のもの	500	15			
畜産	畜産農業	豚房施設(豚房の総面積 50m ² 未満の事業場を除く)を有するもの			400			
工業	ほうろう鉄器製造業		30	10				R7.7.1 ~ R10.9.30 ・電気めっき業に係る「亜鉛及びその化合物」においては R6.12.11 ~ R11.12.10 ・電気めっき業に係る「六価クロム化合物」においては R6.4.1 ~ R9.3.31
	金属鉱業		100					
	電気めっき業	排水量 50m ³ /日未満	30	40		4	0.5	
		排水量 50m ³ /日以上	30	15		4	0.5	
	貴金属製造・再生業					2800		
	モリブデン化合物製造業					1300		
バナジウム化合物製造業					1350			
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	40					当分の間

※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量